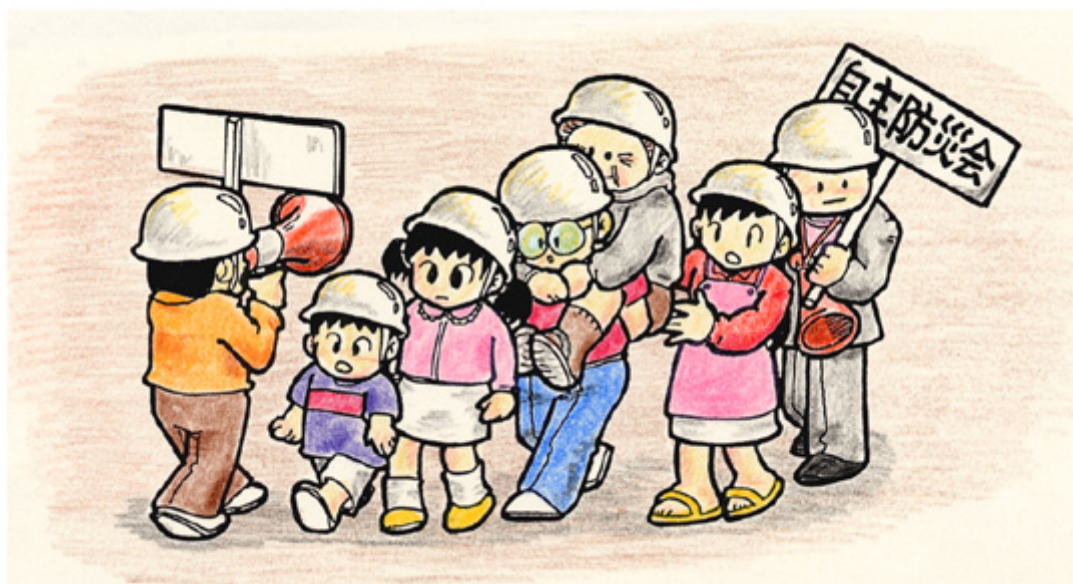


# 自主防災組織結成の手引き

～災害に強いまちづくりを地域から～



平成24年12月

弘前市

## 【目次】

はじめに	2
自主防災組織の必要性	3
自主防災組織とは	4
自主防災組織の役割	4
自主防災組織の結成	5
自主防災組織の活動	14



## はじめに

弘前市は青森県内でも災害の少ない地域と言われていますが、以前は、水害、土砂災害をはじめ多くの災害に見舞われてきました。

昭和33年、47年、50年、52年には河川の氾濫による水害や土砂災害が発生し、多大な被害をもたらしました。その後、護岸工事、河川改修などハード面の整備が進み、昭和52年の水害以降は特記すべき水害等は発生していません。

また、平成3年の台風第19号以降は災害といえる自然事象がほとんど発生していないともいえます。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、平成24年冬期の豪雪災害、平成24年7月の竜巻災害など、災害はいつでも起こりうるのです。

災害が大きければ大きいほど、市、消防、警察など公的機関の災害対応は必然的に分散されてしまいます。これは、災害予防、応急対策を含め、公的機関のみでは限界が生じることを意味するものです。事実、平成7年の阪神淡路大震災では、家屋等の倒壊により交通路が寸断され、消防車両等の進入すらままならない状況で、対応に非常に苦慮するなどしており、公的機関の対応力の限界を表したものといえます。

そのときに、救出された方の約8割が、自力若しくは付近の住民によって助け出されたことが調査結果の一つとしてあります。

「自助」や「共助」による救助活動がより多くの命を救ったのです。

しかし、「自助」にも限界があり、地域防災力を高めていくことが重要となっている今、それをカバーするために、地域の方々が集まって、お互いに協力し合いながら取り組むことが必要です。

その中核となるのが「自主防災組織」であり、その果たす役割は非常に大きいものです。

私たちは災害の発生を防ぐことはできませんが、自ら、そして地域で普段から備えることにより、被害を軽減することはきっとできるはずです。

**さあ、始めましょう。地域防災力の向上をあなたの住む「地域」から。**

## 自主防災組織の必要性

災害対策の基本的なことを定めているものに、災害対策基本法という法律があります。国、県、市町村、防災関係機関は、この法律に基づき防災対策を行うこととなります。

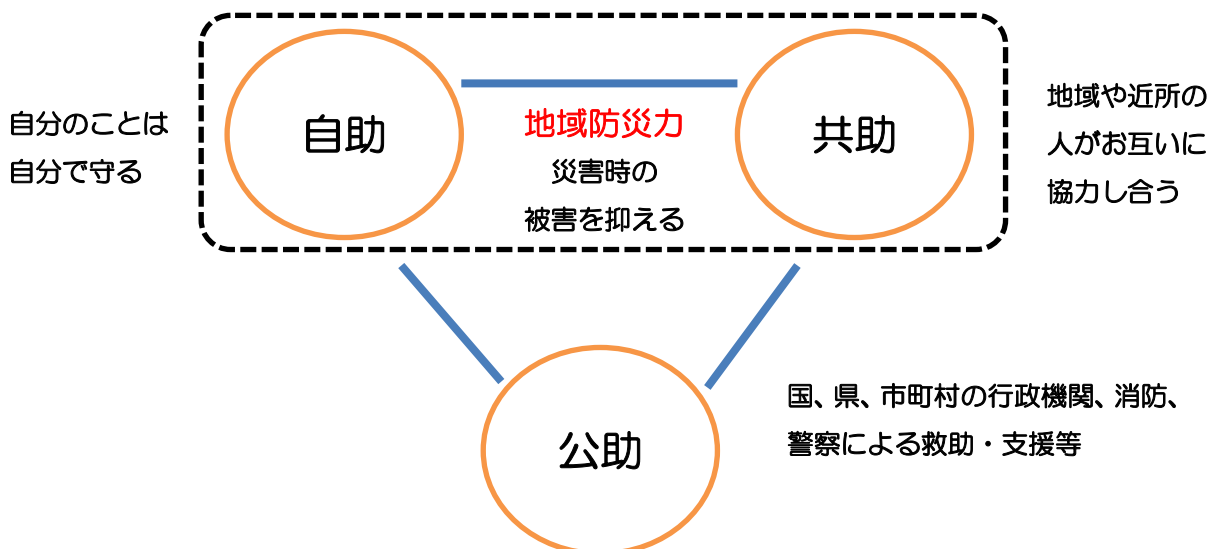
この法律では、防災対策について、国、県、市町村がその主体であることを規定しており、予防、応急対策、復旧・復興については行政が責任を負うこととなっています。

しかし、多くの大規模災害時には、国、県、市町村及び防災関係機関による対応、いわゆる「公助」のみの対応では限界が生じることもあり、迅速な応急対策が難しい場面も想定されます。そのときに、いつ来るかわからない「公助」対応を待っているままでは、被害が拡大するばかりです。そのような時こそ、自分のことは自分で守る「自助」と、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」が重要になります。

阪神淡路大震災では、「自助」「共助」により多くの方が救出されたことはよく聞くことですが、しかしながら「自助」だけでも限界があります。そこで「自助」の集合体である「共助」の力がまさに必要となるのです。

地域で協力し合う体制・活動である「共助」は、自主防災組織がその中心的な役割を果たすこととなります。

自主防災組織は、まさに「地域の助け合い」であり、災害対応や被害の軽減に非常に大きな役割を果たすものです。また、自主防災組織を通じて、失われがちな地域の連帯感を再認識する役割も併せ持つことから、まさに「自主防災組織」は非常に重要な組織であるといえます。



## 自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識、自覚、そして住民同士の連帯感に基づいて自主的に結成する組織であり、災害への備えや、被害を減らすための活動を行います。

これは、災害対策基本法にも「住民の隣保共同（※）の精神に基づく自発的な防災組織」として規定されています。

自主防災組織は、「共助」の中核に位置づけられるものであり、「共助」＝「自主防災組織」と言っても過言ではないものです。

それほどまでに重要な組織であるのです。

### ※ 隣保共同って？

隣保共同とは、「隣り近所の家々や人々がそれぞれの役割を分担しながら、力・心を合せて助け合う」ことです。

隣保・・・となり近所との日常的なつながり

共同・・・役割を分担しながら、力・心を合せて物事にあたること

→つまり、自主防災組織は、災害に対して地域・近隣で協力し合える組織としての活動が求められているのです。

## 自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際に、組織（地域住民）が迅速・的確に行動し、災害による被害を少なくするために、日ごろから地域の点検や危険個所の把握、地域住民への防災意識・知識の普及、防災訓練の実施、防災資機材の整備などを行い、地域で災害に備えるための主体的な役割を持ちます。

また、実際に災害が発生した場合には、情報の収集を行い、住民に迅速、正確に伝えたり、初期消火活動、救助・救出活動、避難誘導、地域内の要援護者への対応、避難所の運営（市職員と連携）など多くの、そして非常に重要な役割を担っています。

## 自主防災組織の結成

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識、自覚、そして住民同士の連帯感に基づいて自主的に結成する組織です。

そのようなことから、強制的な参加を求めると、その後の活動ができなくなることが想定できます。それでは、せっかくの組織が意味のないものとなってしまいます。

まずは、一人でも多くの住民が防災に対する関心を持てるようにしていくことが大切になります。

ここで、自主防災組織結成の流れと留意点を示します。

1 町会長、役員で自主防災組織の必要性について話し合う

必要に応じて市担当者からの説明

### 【検討事項】

#### ①組織のかたち

自主防災組織の組織形態については、3つ挙げられます。重複型は町内会と自主防災組織を兼ねるものです。下部組織型は現在の町会等の組織内に防災部門を置くものです。別組織型は町会とは全く別の組織を新たに立ち上げるものです。

	重複型	下部組織型	別組織型
タイプ	町会役員が自主防災組織の役員も兼務する。	町会長の下に町会組織の一部門として自主防災部門を作る。	町会が中心となって、町会組織とは全く別の自主防災組織を作る。
長所	組織づくりが容易で活動しやすい。		—
	住民にとって組織の仕組みがわかりやすい。	町会長以外の役員の負担が軽い。 ・経験が蓄積され専門性が高まる。 ・活動の独自性が発揮しやすい。	町会長を含む役員全体の負担が軽い。
短所	町会の役員交代によって活動方針や熱意が変わりやすい	新たな選任が必要となるため、人選に苦慮する。	町会内に「町会長」と「自主防災組織の長」という2人の長が存在する。

組織形態については、それぞれ長所・短所があります。住民が連帯感を持ち、地域の防災活動をより効果的に行うことができる規模、地理的な状況や生活環境から住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模で結成されることが多いようです。

いずれにしても、地域に合った結成方法とするようにしましょう。

#### ※ 結成にあたっての留意点

ア 楽しく参加でき、継続して活動が行えること。

多くの住民が身近に防災を意識することができ、また楽しく気軽に活動に参加できるものとしましょう。それでいて防災意識の醸成を図れるような工夫が大切です。強制的では組織の継続的な活動ができなくなります。

イ 政治色や宗教色は持ち込まないこと。

特定の団体色を出すと地域住民の参加が難しくなります。あくまでも自主防災組織は、地域防災のための組織です。

ウ 活動目標や内容が明確・適切であること。

この組織が何をするのか、その手段は適切で分かりやすいことが大切です。活動はねばり強く長い期間にわたって継続して続けていくことが重要です。

#### ② 役員の人選

組織のかたちや編成が決定した後は、会長、副会長、班長などの役員の人選を行います。役員、特に班長については防災活動の経験がある人が望ましく、総会までに最終的な候補者を立てておく必要があります。

#### ③ 規約案の作成

自主防災組織の活動を円滑に行うために、組織の位置づけや体系、役割分担などを明確にした規約（ルール）の作成が必要となります。規約は、組織の目的、事業内容などを明らかにするとともに、役員を選任や任務、会議開催、防災計画の策定について定めるものです。

##### 【作成の留意点】

- ・住民の総意で結成される組織であることから、住民相互の合意に関して明確にする。
- ・自主防災組織を結成するにあたり、町内会の一つの部門として設ける場合は、町内会の規約を改正すれば足够了。（しかし、防災活動がしっかりとできるように規約を整理することが必要です。）
- ・新たに別に自主防災組織を設置する場合は規約により必要な事項を明確にしておく必要があります。
- ・町会と自主防災組織を兼ねる場合も、新たに規約の作成が必要となります。

## 自主防災組織規約（例）

第1条 この会は、〇〇町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

（1）平常時は〇〇とする。

（2）災害時は〇〇とする。

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

（2）地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。

（3）防災訓練の実施に関すること。

（4）地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。

（5）防災資機材等の備蓄に関すること。

（6）他組織との連携に関すること。

（7）その他本会の目的を達成するために必要な事項

第5条 本会は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

第6条 本会に次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）副会長 若干名

（3）防災委員 若干名

（4）班長 若干名

（5）監査役 2名

・

・

・

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、〇年〇月〇日から実施する。



#### ④ 班編制

組織の検討段階で同時に検討されるべき事項となります。

自主防災組織を結成し、防災活動を円滑・確実に進めていくためには、組織を取りまとめる会長を置き、会長を補佐する副会長のほか自主防災組織に参加する構成員の役割（仕事）分担を決め組織を編制する必要があります。

組織編制にあたっては、活動班を編制し、班長を定める。班編制も組織の規模や地域の実情により異なることから、地域に必要な最低限の班編制から徐々に進めることも必要である。

また、災害の発生時間帯によっては地域内にいつ住民の人数も変わることから、昼間の体制、夜間の体制なども考慮する必要もある。

臨機応変に弾力的な運用や指揮ができるような対策も考えておく必要があります。

#### 【組織例】



## 【任務分担例】

班 名	平 常 時	災 害 時
情 報 班	回覧板等による広報及び説明会等を開催するなど防災意識の高揚を図るとともに、情報収集、伝達訓練を行う。	地域の被害状況及び必要な情報を把握し、会長、組織及び地域全域に情報を伝達し、市等との連絡を行う。
消 火 班	火気取扱器具及び危険物の保管並びに管理等の呼びかけ、及び初期消火訓練を行う。	出火防止及び初期消火活動を行い、消防機関に協力する。
救出・救護班	地域内の災害時要援護者を把握するとともに、救出・救護訓練を行う。	災害時要援護者の安全確保、救出活動及び救急処置を行う。
避難誘導班	組織、地域内の防災点検を行い、危険個所のチェックをし、その改善を行うとともに、避難路の安全確保を推進し、各班と協力して避難誘導訓練を実施する。	避難情報の伝達及び避難誘導を行うとともに、避難場所等における秩序の維持に努める。
給食・給水班	必要な資機材を調達し、保守管理を行うほか、家庭に防災物資のあっせん等を行い、給食・給水訓練を実施する。	非常食料の炊き出しに対する協力活動を行うとともに、食料及び応急物資の調達、配分を行う。

## 【留意点】

- 地域内でバランスよく対応できる班編制（人口や世帯数、屋間における人員等を考慮し、災害発生時間帯によって班人員に偏りのない配置など）
- 地域内の専門家や経験者等、班員の活動に実効性を持たせる配置（班の活動内容について専門家や経験者（例：消防職・団員、防災・危機管理業務経験者、医師、看護師、エンジニア等。ただし、消防職・団員については災害時は出動することを予め考慮しておく必要がある。）

### ⑤-1 防災計画案の作成

せっかくの組織も、災害が発生した際に、その場しのぎの活動では力を発揮することができません。

どのような活動を行っていくのかをしっかりと計画する必要があります。

防災計画の作成にあたっては、普段どのようなことを実施し、災害時にどのように活動するかを具体的に明記するほか、災害常襲箇所や災害時要援護者など地域の特徴、実情を踏まえたうえで作成することも重要となってきます。

#### 【計画に明記すべき事項（例）】

分野	項目	内容
組織に関する こと	自主防災組織の編制及び任務 分担	組織編制と各班の果たす役割の明確化
主に日常活動 に関すること	防災知識の普及・啓発	事項、方法、実施時期等
	災害危険の把握	事項、方法等
	防災訓練	訓練の種別、訓練実施計画、訓練の時期・回数 等
主に災害時の 活動に関する こと	防災資機材等の整備・管理	調達、保管場所、管理方法等
	情報の収集、伝達	情報の収集、伝達及びその方法（情報班）
	出火防止、初期消火	出火防止対策、初期消火対策（消火班）
	救出・救護	救出・救護活動、医療機関への連絡等 （救出・救護班）
	避難	避難誘導の指示、方法及び避難路、避難場所、 避難所の管理・運営等（避難誘導班）
他団体と協力 して行う活動	給食・給水	食料や飲料水の確保、配給、炊き出し等 （給食・給水班）
	災害時要援護者対策	平常時、災害時における取組み
	他組織との連携	他の自主的な防災活動を行う組織との連携

## 〇〇町会自主防災会 防災計画（重複型の例）

### 1 目的

この計画は、〇〇町会自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

### 2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

（途中略）

### 1 3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

### 1 4 防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

- (1) 配備計画
- (2) 定期点検  
毎年6月と12月に全資機材の点検を実施する。

### ⑤-2 活動目標の設定・活動計画の作成

自主防災組織の活動は、継続的に行うことが重要であり、中・長期的な活動目標を設定し、目標に向けた計画を立てることが必要となります。

活動目標の設定にあたっては、組織の構成員の防災に関する知識等の習得につれ、実際の活動を通じて少しずつレベルを上げていき、これに応じて目標を修正していきます。

また、活動計画の作成にあたっては、中・長期的な視点に立った活動目標を実現するため、前年の活動目標や年間を通じてどのような防災対策を行う必要があるか検討し、実際に行う活動内容を取りまとめて年間の活動計画を決めていきます。

【活動計画の作成例】

5月〇日	役員会（活動計画等の策定）
5月〇日	総会（計画等の承認など）
6月〇日	防災訓練（〇〇訓練）
8月〇日	市総合防災訓練参加（見学）
10月〇日	勉強会の実施、危険箇所巡視
1月〇日	研修会（役員）
3月〇日	役員会議

### ⑥ 収支見込

自主防災組織の活動に要する経費について収支の見込みをたてます。

自主防災組織は住民の自発的な組織であることから自主財源（町会費等）を基本としています。方法を工夫することで多くの経費をかけないで活動することもできますので、収支見込の際には、地域事情、活動内容、優先順位などよく検討をする必要があります。

## 2 町会の総会で同意を得る

役員会で自主防災組織の骨子を固め、結成に向けた準備が整ったら、結成について町会の総会に諮ります。地域活動であり、しかも継続的な活動が必要となることから、総会においてしっかりと討議し、町会構成員の同意を得る必要があります。

## 自主防災組織の結成、活動の開始

自主防災組織の結成はゴールではありません。地域における自主的な防災活動のスタートです。「組織を結成したまでがいいが、いざ活動となると……」とならないように、災害に備えた活動を継続していかねばならない。

自主防災組織は「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき町会の皆さまの同意を得て結成された組織であることを常に意識して取り組んでいかなければなりません。

## 弘前市への結成届出

弘前市自主防災組織育成推進要綱に基づき、自主防災組織を結成した場合は届出が必要となります。



## 自主防災組織における防災資機材購入経費の一部補助

弘前市では、地域防災力向上のために、その中核と位置づけられる「自主防災組織」を結成した町会等に対して、その組織における防災活動に必要な「防災資機材」の購入に係る経費の一部を補助する「弘前市自主防災組織育成支援事業」があります。詳しくは弘前市防災安全課までお問い合わせください。

## 自主防災組織の活動

### 1 平常時（日常）の活動

自主防災組織における平常時（日常）の活動は、いざ災害が発生した時に、組織が効果的な活動をすることができるようにするためのものであり、防災知識の普及、啓発、危険箇所の把握、防災訓練、災害時要援護者への取組みなど幅広い活動と言えます。

#### ○ 防災知識の普及、啓発

地域住民が防災に関する知識を身に付けておくことは、災害が発生した際の防災活動をスムーズに進めることができることから、非常に重要なことです。自主防災組織としても、あらゆる機会を捉えて普及・啓発に取り組み、住民が防災知識を学べる環境を作ることが大切です。

また、各家庭においても、家具等の転倒防止や食料、飲料水の備蓄などに取り組む必要があります。

#### ○ 地域における危険箇所の把握

まずは、自分たちの住む地域にどのような危険箇所があるかを把握することが非常に重要となります。

そのことが、災害時の対応に役立つばかりか、被害の軽減にもつながります。

危険箇所の把握については次の視点から把握するといいでしょう。

また、危険箇所や建物等の状況を示した防災マップを作ることも良いでしょう。

- ・ 地域内の危険物（ガソリンスタンドやタンク施設）集積地域、延焼拡大が危惧されるような住宅密集地、土砂災害危険区域、道路沿いのブロック塀などの把握
- ・ 高齢者や障がい者などの災害時要援護者の把握を行い、地域実情に沿った避難対策
- ・ 過去の災害履歴
- ・ ハザードマップを活用した危険箇所の把握

#### ○ 防災訓練

災害が発生したときに、自主防災組織で作成するマニュアル等を見ながら対応するわけにはいきません。

何も見なくても、的確に動くことができるようにするには、普段から

繰り返し訓練を行い、災害時の動きを身に染みつかせることが大事です。訓練は、概ね以下のように分けられます。

① 個別訓練・・・○情報収集訓練

地域内の被災状況、災害危険個所の巡視結果及び避難の状況等の情報を正確かつ迅速に収集。また、収集した情報を市や関係機関などに報告し共有する訓練。

○伝達訓練

住民から収集した情報を担当班が整理し、自主防災組織の本部へ報告するとともに、地域住民に対しても伝達する訓練

○消火訓練

消火器、消火バケツ、可搬式小型動力ポンプ等により消火するなど、消火用資機材の使用方法及び消火技術を習熟する。

○救出・救護訓練

はしご、ロープ、ジャッキなどの救出用資機材の使用手法や負傷者等の応急手当、救護所への連絡、搬送方法等についての習熟訓練。

○避難訓練

自主防災組織としては、避難誘導訓練を中心として、組織ぐるみで避難の要領を把握し、避難所まで迅速かつ安全に避難できるようにするほか、地区内の避難状況の把握方法や災害時要援護者の避難支援の機能状況についても訓練で確認しておく。

○給食・給水訓練

炊飯装置などの限られた資機材を有効に活用して食料や飲料水を確保する方法等のほか、効率的に配分する方法についても習得する訓練。

○その他の訓練

防災資機材の取扱い訓練や、避難所の運営に関する訓練など

② 総合訓練・・・上記の訓練を一連の動きの中で実施する訓練。

③ 体験イベント型訓練・・・イベント等において災害時に役立つ知識や技術の普及や災害を疑似体験させ防災知識を向上させるもの。

④ 図上訓練・・・災害へのイメージトレーニングとして、災害に対する地域や自らの意識に何が足りないかへの「気づき」となりその後の「行動」繋がる訓練である。



### ○ 防災資機材の整備

自主防災組織が災害時にそれぞれの役割の下、迅速に活動するためには、必要な資機材等を備えておく必要がある。

資機材については以下に目安を示すが、地域実情に応じて配備する必要があることから市、消防機関等のアドバイスを受けながら整備することも一つです。

区 分	品 目
救出・障害物 除去用具	バール、丸太、ジャッキ、折りたたみはしご、のこぎり、斧、スコップ、つるはし、掛矢、鍬、なた、ペンチ、鉄線ばさみ、ハンマー、ロープ、エンジンカッター、チェーンソー、投光機、その他救助活動に必要な資機材
情報伝達用具	メガホン、トランシーバー
消 火 用 具	消火器、消火器格納箱、バケツ、砂袋、可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、その他消火活動に必要な資機材
救 護 用 具	担架、救急セット、毛布、ビニールシート、濾水機、揚水機、簡易ベット、簡易トイレ、炊飯機器、その他救護活動に必要な資機材
避 難 用 具	ライト、腕章、発電機、その他避難活動等に必要な資機材等
そ の 他	ヘルメット、雨衣、長靴、防災資機材保管庫、その他防災活動に必要な資機材

(平成24年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助要綱より)

### ○ 災害時要援護者対策

災害時要援護者とは、高齢者や障がい者、子ども、妊婦などの災害時に避難に時間を要したり、対応に特別な配慮や支援を要する方のほか、外国人や観光客など地理に詳しくない方をいいます。

これらの方は災害時に被害に遭う傾向が強く、平常時から災害時を見据えた環境、体制づくりが必要となっています。


これらことから、災害から要援護者を守る取組みを平常時から、家庭内で、そして地域において取り組んで行く必要があります。

## 2 災害時の活動

### (1) 地震災害時の活動

地震災害時における初動対応については、自分自身及び家族の安全確保を第一に考え、地域実情に応じて活動を実施する。

以下、時系列で活動内容を示す。

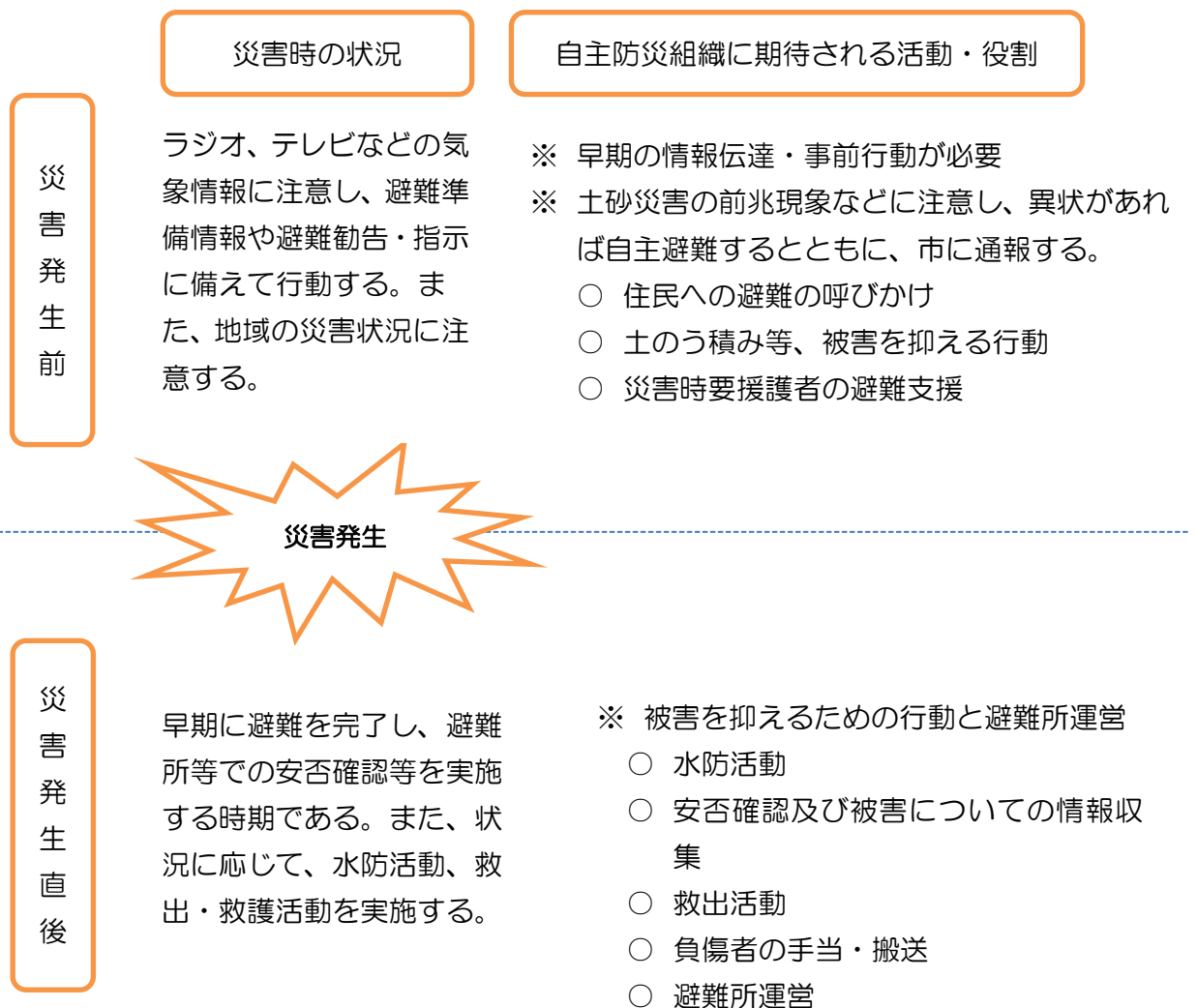
	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動や役割
発災前		<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災知識の普及</li> <li>○防災訓練の実施</li> <li>○防災資機材の整備</li> <li>○災害危険箇所、災害時要援護者の把握・事前対策</li> </ul>
 <p><b>災害発生</b></p>		
発災直後	<p>～災害発生直後～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分自身と家族の安全確保</li> <li>○近隣での助け合い (出火防止、初期消火、救出等)</li> <li>○迅速な避難誘導</li> </ul>
数時間後	<p>地域で救援活動にあたる人も含めて、大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対して、自助・共助が中心</p> <p>～災害発から数日間～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安否確認や被害についての情報収集</li> <li>○初期消火活動、延焼防止</li> <li>○救出活動、負傷者の手当・搬送</li> <li>○住民の避難誘導活動</li> <li>○災害時要援護者の安否確認、避難支援</li> </ul>
数日後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政や公的機関による緊急対応</li> <li>・地域住民と自主防災組織としては、初動対応となる消火、避難、救出・救護給食・給水塔を実施する時期。また外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入り始める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所運営</li> <li>○自治体及び関係機関への情報伝達</li> <li>○他団体等への協力要請</li> <li>○物資配分、物資需要の把握</li> <li>○炊き出し等の給食・給水活動</li> <li>○防疫対策、し尿処理</li> <li>○避難中の地域の自警</li> <li>○災害時要援護者等への配慮</li> <li>○ボランティア活動</li> </ul>

## (2) 風水害時の活動

地震災害時と同様に風水害時においても、時機に応じた的確な活動が重要です。

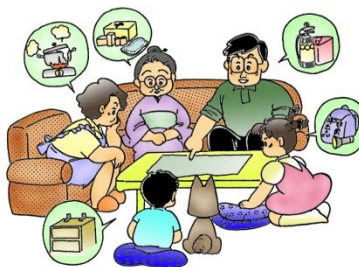
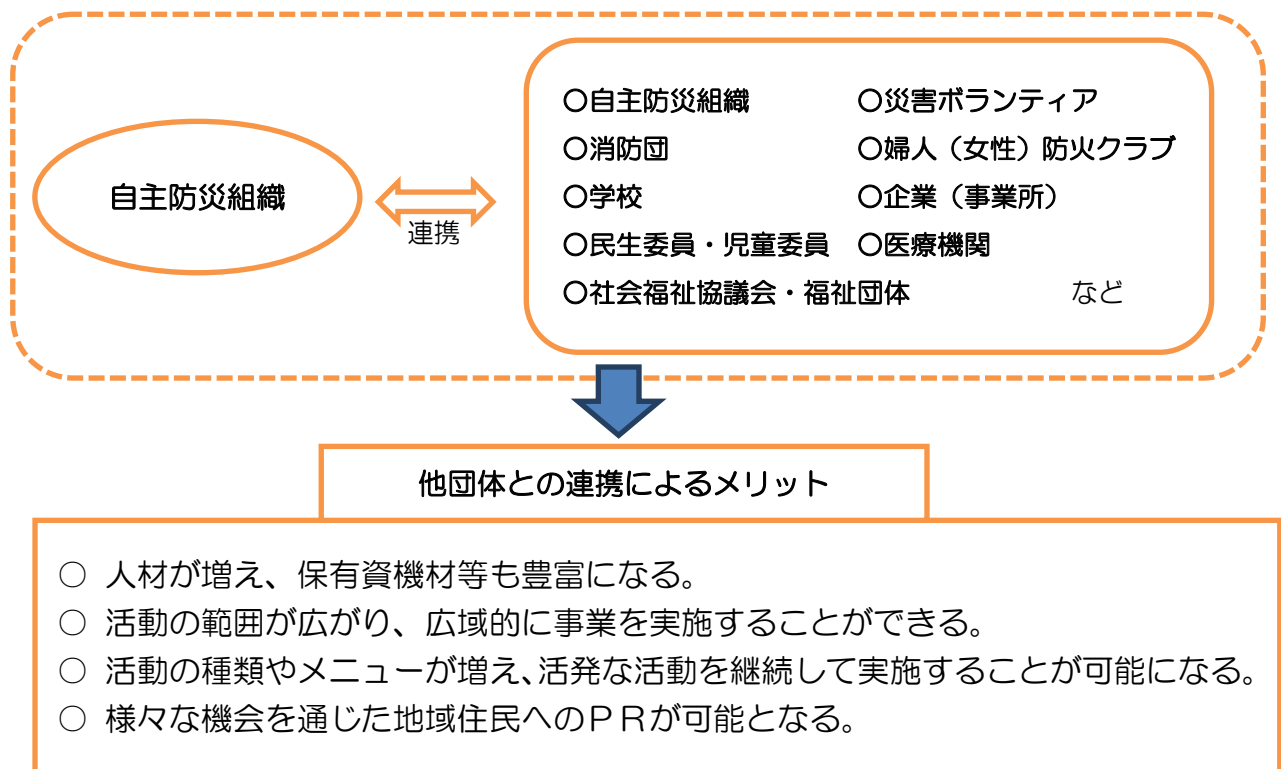
予測が難しい地震とは違い、風水害はある程度の予測と時間的余裕があることから、被害を軽減するために早期に情報伝達や避難行動等をとることが必要となります。

以下、活動例を示します。



### 3 連携について

自主防災組織の活動は、自主防災組織間の連携や、地区の消防団、学校等の地域の多様な団体と連携することにより、組織の活動の活性化を図り、防災はもとより、地域の安全・安心への取組みを進めていくことができることから、そのような取組みが重要となる。



## 【参考資料】

### ○ 弘前市自主防災組織育成推進要綱

#### （目的）

第1条 この要綱は、町会等による住民の自主防災組織の設置促進及びその育成を図り、もって地域の防災活動の円滑な実施に寄与することを目的とする。

#### （自主防災組織）

第2条 この要綱において、自主防災組織とは、日ごろから災害に備えるとともに、災害時には被害を最小限に抑え、その拡大を防止すること及び避難誘導・救出救護等を行うことを目的として、町会等を単位に自主的に組織する組織であって、その構成及び任務が別表に定める基準に概ね適合し、市長に届け出たものをいう。

2 自主防災組織は、一つの町会等を単位として結成することを通例とする。ただし、その規模、地形等に応じ、複数の町会等を単位として一つの自主防災組織を結成し、又は一つの町会等を区分したものを単位として複数の自主防災組織を結成することができる。

#### （活動事項）

第3条 自主防災組織は、日ごろから市並びに地域の消防団及び事業所等の防災組織と密接な連携のもと、次に掲げる活動を行うものとする。

#### (1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者の把握
- ウ 防災訓練の実施（参加）及び救護技術等の習得
- エ 一時避難場所の決定及び周知、避難路の確認
- オ 必要な資機材及び食料、飲料水等の備蓄
- カ 市が実施する防災・減災活動への参加及び協力

#### (2) 災害時の活動

- ア 町会等の情報収集及び伝達
- イ 初期消火
- ウ 避難及び避難誘導
- エ 救出及び救護活動
- オ 災害時要援護者の安全確保
- カ 給食・給水活動等

(結成届出)

第4条 自主防災組織を結成しようとする者は、弘前市自主防災組織結成届出(様式第1号)に次に掲げる書類等を添付し、市長に届出るものとする。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図
- (4) 活動計画書
- (5) 当該地域の地図

(自主防災組織の役割分担)

第5条 自主防災組織の運営及び活動を維持するため、自主防災組織に代表者を置くものとする。

2 前項の代表者は、自主防災組織の活動を効率的に行うため、平常時から概ね次の班編成を可能な限り行うとともに、それぞれの班に班長等を置き、災害に備えるものとする。

- (1) 情報班
- (2) 消火班
- (3) 救出・救護班
- (4) 避難誘導班
- (5) 給食・給水班

(活動等の指導)

第6条 市及びその他の防災関係機関は、自主防災組織の活動について、その実効性を期するため、活動を自発的かつ計画的に行うよう働きかけるとともに、組織の活性化を図るように指導するものとする。

(訓練の実施)

第7条 自主防災組織は、自らの地域における防災訓練等を計画的に実施するとともに、市が主催し、または共催する防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織も活動能力の向上を図るものとする。

(補助)

第8条 市長は、この要綱に基づき、自主防災組織を結成し、防災・減災活動を実施する組織に対し、別に定めるところにより、予算の範囲内において防災資機材の整備等に要する経費の一部を補助し、防災・減災活動を支援することができる。

(変更の届出)

第9条 自主防災組織は、第4条の規定により、市長に届出た内容等に変更が

生じたときは、弘前市自主防災組織変更届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

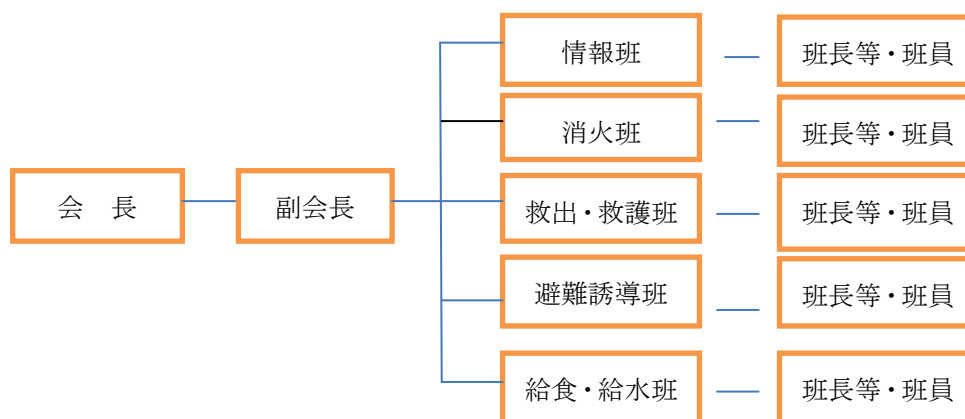
附 則

この要綱は、平成23年11月9日から施行する。

別表（第2条関係）

### 自主防災組織の基準

#### 1 構成



#### 2 任務

班名	平常時	災害時
情報班	回覧板等による広報及び説明会等を開催するなど防災意識の高揚を図るとともに、情報収集、伝達訓練を行う。	地域の被害状況及び必要な情報を把握し、会長、組織及び地域全域に情報を伝達し、市等との連絡を行う。
消火班	火気取扱器具及び危険物の保管並びに管理等の呼びかけ、及び初期消火訓練を行う。	出火防止及び初期消火活動を行い、消防機関に協力する。
救出・救護班	地域内の災害時要援護者を把握するとともに、救出・救護訓練を行う。	災害時要援護者の安全確保、救出活動及び救急処置を行う。

避難誘導班	組織、地域内の防災点検を行い、危険個所のチェックをし、その改善を行うとともに、避難路の安全確保を推進し、各班と協力して避難誘導訓練を実施する。	避難情報の伝達及び避難誘導を行うとともに、避難場所等における秩序の維持に努める。
給食・給水班	必要な資機材を調達し、保守管理を行うほか、家庭に防災物資のあっせん等を行い、給食・給水訓練を実施する。	非常食料の炊き出しに対する協力活動を行うとともに、食料及び応急物資の調達、配分を行う。

様式第1号（第4条関係）

弘前市自主防災組織結成届出書

年 月 日

弘前市長 様

自主防災組織名

代表者

住 所

氏 名

電話番号

印

下記のとおり、自主防災組織を結成したので届出ます。

記

1 自主防災組織の概要

自主防災組織名	
組織構成世帯数	
結成年月日	
母体町会等名	
母体町会等総世帯数	

2 添付書類

- (1) 規約
- (2) 役員名簿



- (3) 組織図
- (4) 活動計画書
- (5) 当該地域の地図

様式第2号（第9条関係）

弘前市自主防災組織変更届出書

年 月 日

弘前市長 様

自主防災組織名

代表者

住 所

氏 名

電話番号

印

下記のとおり、自主防災組織に変更が生じたので届出ます。

記

自主防災組織の変更内容

変更前	
変更後	

## 自主防災組織結成の手引き

平成24年12月

作成：弘前市市民環境部防災安全課

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

電話 0172-40-7100 FAX:0172-35-7956

E-mail:bousai-anzen@city.hirosaki.lg.jp